

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 インフォテリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎
(コード番号:3853 東証マザーズ)

問合せ先 取締役コーポレート本部長 齊藤裕久
(TEL 03-5718-1250)

ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型）
による行使結果を踏まえた当社の事業方針等に関するお知らせ

平成 26 年 2 月 14 日付公表「ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型）に関するお知らせ」（以下「当初リリース」といいます。）において開示いたしました当社第 13 回新株予約権の発行（以下「本件ライツ・オファリング」といい、本件ライツ・オファリングにおいて発行された新株予約権を「本新株予約権」といいます。）に関し、平成 26 年 4 月 30 日付「ライツ・オファリング（上場型新株予約権の無償割当て/ノンコミットメント型）による当社第 13 回新株予約権の権利行使状況（確定）に関するお知らせ」において最終的な権利行使状況を発表いたしました。

本件ライツ・オファリングにおきましては、当社による資金調達の趣旨にご賛同いただきました株主の皆様より多大なご協力をいただいたものの、当社株価が想定よりも大幅に下落した影響が大きく、結果的に本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合が 37.2%にとどまり、本新株予約権の払込総額は約 805 百万円となりました。かかる結果を踏まえた当社の今後の事業方針等につきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 今後の事業方針について

本件ライツ・オファリングの結果を踏まえた当社の今後の事業方針は以下の通りです。

- ・ 本件により調達した資金約 805 百万円につきましては、本件に関する諸費用等の控除後、その全額について当初リリースの「4. 調達する資金の額および資金の用途等（2）調達資金の用途」においてお知らせいたしました通り、海外への事業展開に係る下記事業資金に優先的に充当する予定です。

具体的な用途	金額 (百万円)	用途の詳細	支出予定時期
海外への事業展開	1,100		—
(i) 米国連結子会社に係る事業資金 (Infoteria America Corporation)	(300)	・マーケティング費 280 百万円 ・その他販売強化に係る費用 20 百万円	平成 26 年 7 月～ 平成 28 年 6 月

(ii) 中国連結子会社に係る事業資金 (櫻楓天(上海)貿易有限公司)	(100)	・人件費 80 百万円 ・その他販売強化に係る費用 20 百万円	平成 26 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
(iii) 香港連結子会社に係る事業資金 (Infoteria Hong Kong Limited)	(300)	・既存製品のアップデートに係る開発費や新製品の研究・開発費計 300 百万円	平成 26 年 10 月～ 平成 28 年 9 月
(iv) 新設予定の東南アジア子会社に 係る投資資金	(400)	・設立費 10 百万円 ・人件費 90 百万円 ・マーケティング費 200 百万円 ・その他販売強化に係る費用 100 百万円	平成 26 年 6 月～ 平成 28 年 5 月

- ・ しかしながら、海外への事業展開にかかる必要な金額 1,100 百万円に対し、諸費用等約 59 百万円(概算額)の控除後でおよそ 354 百万円分の調達が出来なかったため、上述の支出予定時期の第1年度(～平成 27 年3月)の投資計画は予定通りに実施可能ですが、第2年度以降(平成 27 年4月～)については投資金額が不足する可能性がございます。かかる不足分につき、当社は、当初リリース「4. 調達する資金の額および資金の使途等 (2) 調達資金の使途の注2」に記載の通り、その他の資金調達手段を検討しつつ、当初の想定通りの期間で計画を達成できるよう尽力いたします。なお、本件ライツ・オフリングの発表後に当社株価が大幅に下落した状況を鑑み、かかる資金調達手段としては、当社株式の希薄化が生じない方法を優先的に検討することとし、平成 27 年1～3月時点の国内市場および海外市場の動向によっては、国内投資等に使用する予定であった手許資金を海外への事業展開に使用することも検討して参ります。
- ・ したがいまして、当初リリース「4. 調達する資金の額および資金の使途等 (2) 調達資金の使途」で詳述しました通り、引き続き当社は、今後海外における事業展開を積極的に推進し、売上規模の拡大(平成 29 年3月期に現状の当社売上高の2倍程度を目標)および当社の利益率拡大(平成 29 年3月期に営業利益率ベースで 20%程度を目標)につなげて参りたいと考えております。
- ・ 一方で、当初の資金使途にございます「企業買収および事業・企業投資」につきましては、かかる部分の資金調達が達成できなかったことから、当初リリース「4. 調達する資金の額および資金の使途等 (2) 調達資金の使途」で詳述しました通り、新規事業展開の進捗が遅れる可能性がございます。但し、今後当社ソフトウェア製品の技術的な増強や海外事業展開に関し、当社の事業と親和性が高いと見込まれる投資案件や当社の国内外の市場シェアの維持・拡大に資すると見込まれる投資案件が出てきた際には、その資金調達についても当社株式の希薄化が生じない手段を優先的に検討のうえ、決定し次第、適時開示を行わせていただきます。

なお、上記の海外の事業展開ならびに企業買収および事業・企業投資の状況につきましては、子会社の新設、重要な取引先との契約締結等、具体的な進捗があり次第、随時適時開示をさせていただきます。

2. 当社役員かつ上位株主による本新株予約権の行使にかかる経緯について

当社の役員かつ上位株主でもある平野洋一郎氏および北原淑行氏より、同氏らに割り当てられた本新株予約権の行使にかかる経緯に関して、下記の報告を受けました。

- (1) 平野洋一郎氏については、割当てられた本新株予約権 1,960,000 個のうち、920,000 個を市場内外で売却し、80,000 個を行使し、960,000 個が失権となったとのことです。北原淑行氏については、割当てられた本新株予約権 903,200 個のうち、659,200 個を市場内で売却し、54,000 個を行使し、190,000 個が失権となったとのことです。
- (2) 当初リリース公表時点においては、当初リリース「10. 上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について」でお知らせした通り、割当てられた本新株予約権の全部又はその大部分について行使を行う意向がある旨、かかる資金は同氏らの手許資金に加えて、同氏ら保有の当社普通株式および本新株予約権の売却などの手段によって得た資金を充当する旨、ならびに、具体的な投資方針又はその結果については、当該普通株式および新株予約権の市場価格に依拠することから当初リリース時点では未定である旨の意向であったとのことでした。なお、当初リリース時点で同氏らは、かかる市場価格が下落した場合には、同氏らが自身の株式等の売却により得られる資金が減少し、結果的に本新株予約権の権利行使に充てられる資金も減少するため、その行使が一部にとどまる可能性もあることまでは認識していましたが、最終的に新株発行に伴う希薄化が当社株主の皆様にご懸念を払しょくすることを優先すべきとの見解に基づきその保有する本新株予約権の一部を失権させるほど当社普通株式の市場株価が本新株予約権の行使価額(1株あたり 200 円)に近接した水準まで下落して推移することまでは、想定していなかったとのことです。
- (3) しかしながら、当社株価がその後大幅に下がってしまったため、平成 26 年 3 月 18 日付「上位株主による当社第 13 回新株予約権の行使意向に関するお知らせ」でお知らせした通り、当社普通株式を売却した場合、株価に更なる影響を与える可能性があることから、同氏らは当社普通株式の売却を中止し、本新株予約権の市場外取引による売却などの手段によって得た資金を充当する方針とし、その結果、本新株予約権の行使に要する資金の調達結果次第では、結果的に同氏らにより行使される本新株予約権が同氏らに割り当てられた本新株予約権の全部または大部分とならず一部にとどまる可能性があること具体的に認識するに至ったとのことでした。
- (4) 同氏らは、当社株価の大幅な下落は一時的なものであろうと予想していたところ、かかるプレスリリース以降においても当社株価の更なる下落傾向が継続したことから、同時点で想定していた市場外取引による第三者への本新株予約権の売却が十分に達成できない見込みとなり、最終的に平野洋一郎氏については市場外取引により売却することを想定していた本新株予約権の一部を、北原淑行氏については、市場外取引により売却することを想定していた本新株予約権の全てを、やむを得ず本新株予約権の価格に影響を与えない範囲内で市場内取引によって売却したとのことでした。同氏らが当初想定していた本新株予約権の売却が不達成となった

かかる状況を踏まえ、平野洋一郎氏においては平成 26 年4月2日付「上位株主(平野洋一郎)による当社第 13 回新株予約権の行使状況に関するお知らせ」にて公表の通り、金融機関等からの借入を行うなどして、北原淑行氏においては同氏の手許資金から充当するなどして、それぞれ同氏らが保有する本新株予約権を行使する準備を進めていたとのことでした。なお、この時点の当社普通株式の市場株価は、本新株予約権の行使価額(1株あたり 200 円)をおよそ1割から2割ほど上回る水準で推移しており、同氏らは、最終的に同氏らが保有する本新株予約権の一部を失権させるほど当社普通株式の市場株価が本新株予約権の行使価額に近接した水準まで下落して推移することまでは、この時点で想定していなかったとのことでした。

- (5) ところが、同氏らの予想に反して、その後も当社株価および本新株予約権の価格の下落が続いたため、平野洋一郎氏が保有する本新株予約権については、平成 26 年4月 22 日付「上位株主(平野洋一郎)による当社第 13 回新株予約権の行使状況に関するお知らせ」にて公表の通り、同氏個人の判断として、当社としての資金調達額よりもなお、新株発行に伴う希薄化が当社株主の皆様にご懸念を払しょくすることを優先すべきとの見解に基づき、同氏が割当てを受けた本新株予約権の大部分につき、その行使を行わずに失権させる方針で最終決定したとのことでした。一方、北原淑行氏が保有する本新株予約権については、平成 26 年4月 30 日に同氏から当社が報告を受けたところによれば、本新株予約権の売却により調達した資金をもって本新株予約権を行使し、残る本新株予約権についても上記の通り手許資金から充当するなどして行使することを本新株予約権行使期間の最終日まで検討していたものの、最終的には同氏個人の判断として、当社普通株式の市場株価を踏まえ、平野洋一郎氏と同様に、新株発行に伴う希薄化が当社株主の皆様にご懸念を払しょくすることを優先すべきとの見解に基づき、一部の本新株予約権については行使期間満了時までに行使をせず失権が生じたとのことでした。

なお、当社は、当初リリース公表時点においては、当初リリースに記載の通り、同氏らの具体的な投資方針又はその結果については当社普通株式および本新株予約権の市場価格に依拠する旨を認識しており、かかる市場価格が下落した場合には、同氏らが自身の株式等の売却により得られる資金が減少し、結果的に本新株予約権の権利行使に充てられる資金も減少するため、その行使が一部にとどまる可能性もあることまでは認識していましたが、同氏らから上記(5)のような行使方針に至る可能性について特段言及されておらず、また当社普通株式の市場株価が本新株予約権の行使価額(1株あたり 200 円)に近接した水準まで下落して推移する状況が生じることは当社としても想定しておらず、平成 26 年4月 22 日の時点において初めて、上記(5)に記載の理由により、少なくとも本件ライツ・オフリングによる当社資金調達額のうち 192 百万円程度の調達が実現できなくなる可能性が高まったという認識に至ったものであります。当社としましては、結果的に本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合が 37.2%にとどまり、本新株予約権の払込総額は約 805 百万円となったことも、かかる当社普通株式の市場株価の想定外の推移によるところが大きいものと考えております。なお、かかる結果を踏まえた当社の今後の事業方針等につきましては、上記1.に記載の通りであり、当社の今後の投資計画や新規事業展開の進捗への影響をできるだけ小さくとどめるよう最大限努めて参ります。

3. 本件による株式の希薄化情報について

当初リリース「8. 潜在株式による希薄化情報等」で詳述しました通り、本新株予約権に係る潜在株式数は最大で10,822,916株(株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数)であったところ、最終的には4,026,165株の新株発行に留まりました。従いまして、最終的には合計6,796,751株の新株発行がなされなかったことから、当初の潜在株式数の最大値を前提とした当社株式の全体的な希薄化率95.1%(潜在株式数の最大数10,822,916株を当初の発行済株式総数11,377,000株で除した割合)と比し、現時点での株式希薄化率は35.4%(新株発行数4,026,165株を当初の発行済株式総数11,377,000株で除した割合)となりました。

以上